

主 な 改 正 事 項

改正後条項号	改正前条項号	改 正 事 項 の 概 要
第 8 編第 1 章第 42 条	第 8 編第 1 章第 42 条	無形施設として研修会を追加するとともに、講演会等への組合員以外の者の参加について明確化した。
第 8 編第 1 章第 86 条の 5	第 8 編第 1 章第 86 条の 5	規定の表現を修正した。
第 8 編第 1 章第 86 条の 6	第 8 編第 1 章第 86 条の 6	「未成年者の飲酒防止に関する表示基準」の一部改正に伴い、酒類の陳列場所等における表示の取扱いを定めるとともに、所要の整備を図った。
第 8 編第 1 章第 86 条の 9 第 1 項関係 1 ～ 5	(新設)	「酒税法及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律」(平成 15 年法律第 33 号) 及び「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」(平成 15 年財務省令第 68 号) に基づき、所要の規定を定めた。
第 8 編第 1 章第 86 条の 9 第 5 項関係 1 ～ 7	(新設)	
第 8 編第 1 章第 86 条の 9 第 6 項関係 1	(新設)	
第 8 編第 2 章 1	第 8 編第 2 章 1	規定の表現を修正した。
第 8 編第 3 章 1	第 8 編第 3 章 1	